

資料24（午後）	平成31年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

就学前の障害児発達支援の無償化について

1 概要

新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）による幼児教育無償化の一環として、就学前の障害児の発達支援について、無償化を進める。

2 対象児

満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、利用料を無償化する。

3 対象サービス

児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

- ※ 障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関含む
- ※ 措置による場合も無償化の対象

4 実施時期

2019年10月

5 具体的な事務について

(1) 受給者証

支給決定・更新の際に無償化対象期間を記載

- ※ 2019年10月時点で既に支給決定を受けている場合は、受給者証更新の際に記載する。

(2) 無償化対象児の確認について

(1)のとおり、受給者証への記載は、無償化開始後随時となるため、2019年10月から2020年9月までの間は、生年月日により無償化対象児を確認すること。

サービス利用月	無償化対象児童の生年月日
2019年10月～2020年3月	2013年4月2日～2016年4月1日 (平成25年4月2日～平成28年4月1日)
2020年4月～2020年9月	2014年4月2日～2017年4月1日 (平成26年4月2日～平成29年4月1日)

- ※ 2020年10月以降は、全ての受給者証に無償化対象期間が記載される。

(3) 請求方法

従来どおりの国保連請求（措置・入所は紙請求）で、無償化分も含めて請求

(4) その他

食費等これまでも実費負担とされていた費用は無償化の対象外。
肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費も無償化の対象外。